

# 大台町の子育て支援施策

## ◎ 町民福祉課

子育て世代包括支援センター	妊娠期から出産、子育て期までの身近な相談窓口として、子育て世代包括支援センターを設置しています。子どもを育てることが嬉しい、楽しいと思えるように、専門職員が様々な関係機関と連携しながらサポートします。
パパ&ママ講座	助産師による講話や沐浴体験、栄養士による妊娠期の食事についての話や試食を行い、友達づくりの場を提供します。
ママとベビーのほっとコール	生後3週間目頃の母親へ助産師から電話をかけ、体調や赤ちゃんの様子を電話でお伺いし、相談に応じています。
未来所乳幼児訪問	子育て支援センター事業や母子保健事業に未来所の児のご家庭へ保健師と子育て支援センター保育士が訪問し、各種事業の紹介を行っています。
出産祝い品贈呈	お子さんを出産された際に新しい町民の誕生をお祝いし、お子さんの健やかな成長を願うことを目的に、お祝い品(木のうつわと名前入りスプーン、名前入りベビー服セット)を贈呈します。 ●対象者 大台町に住所登録があり、新生児と生計を一にし、養育している方 ●贈呈品 新生児一人につき出産祝い品(木のうつわ・名前入りスプーン、名前入りベビー服セット)を赤ちゃん訪問時等に贈呈します。

### すこやかベビー出産祝い金事業

#### ●概要

新生児の保護者に対して、すこやかベビー出産祝い金を支給することにより、少子化の歯止めと、次代を担う児童の健全育成を図る。

#### ●支給対象者

住民基本台帳に登録された後、出産の日まで引き続き1年以上町内に住所を有するもので、現に新生児の親権又は後見人等であり、生計を一にし、養育する者。

#### ●支給額

新生児1人につき10万円。

### チャイルドシート購入補助事業

#### ●概要

チャイルドシートを購入する就学前の乳幼児の保護者に対して、経済的軽減と乳幼児の死傷事故防止を図る。

#### ●支給対象者

町内に住所を有するもので、町内に住所を有する就学前の乳幼児のためにチャイルドシートを購入した者。

#### ●支給額

購入金額の2分の1(100円未満は切り捨て)で、1台につき1万円を限度とする。

### 母子家庭等就学就職支度金

#### ●概要

母子家庭及び父子家庭に対して経済的自立の助成と生活意欲の助長を目的とした「就学就職支度金」を支給します。

#### ●支給対象者

次の要件に全て該当する方。

- (1) 大台町に在住し、大台町の住民基本台帳に登録されている配偶者のない方で、現に児童を扶養している方、又は父母のない児童を養育している方
- (2) 令和3年度に小学校に入学する児童、義務教育終了後就学もしくは就職する児童を扶養している方

#### ●支給額

小学校入学支度金 児童1人につき 5,000円

義務教育終了者就学就職支度金 児童1人につき 10,000円

### 高齢者等外出支援事業

●概要

高齢者及び障害者の経済的負担と、妊産婦の身体的負担を軽減することを目的とし、在宅における日常生活において、タクシー等を利用し通院等の必要な外出をする場合に、その料金の一部を助成します。

●対象者

大台町内に住所があり、次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 70歳以上で、前年度の住民税が非課税の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (5) 母子健康手帳の交付を受けている方

令和3年度より妊産婦の方も対象者に追加されました。

●助成額

1枚につき300円の助成券を48枚交付します。

※年度途中で申請があった場合、申請日の属する月の翌月から年度末までの月数に、4枚を乗じた助成券を交付します。

障がい児日中活動事業運営費補助金

●概要

障がい児を対象とした日中活動事業を運営する保護者団体等に対し、障がい児の健全な育成を促進するとともに、保護者の子育て支援を図ることを目的として、その事業に要する経費を補助する。

●補助金額

予算の範囲内(令和3年度 20万円)

にこにこ教室(1歳6か月からの遊びの教室)

●概要

1歳6か月児とその保護者を対象に、月1回遊びの教室を実施。8回まで参加できる機会をもたせ、8回の中で親子の関わりを伸ばし、療育が必要な方については療育へつなぐ支援を行う。

●対象者

1歳6か月児とその保護者(8回まで参加可能)

●内容

保育士による教室(歌、手遊び、体を使った遊び、サーキット遊び、紙芝居等)の様子を、いろ葉職員(臨床発達心理士)、保育士、保健師が観察し、参加者の育児相談、療育相談を行う。教室後にカンファレンスを行い、今後の関わりや支援方法について話し合う。

## ◎ 教育課

<b>高等学校等通学費補助金</b>	(教育課)
大台町に住所を有する高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に通学する生徒に対し、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、通学、下宿等に要する費用の一部を補助します。	
補助額:購入した定期券の 1/2	
<b>大学等入学支度金</b>	(教育課)
学校教育法に基づき設置された大学、短期大学、高等専門学校の後期2年の課程又は専修学校の専門課程(大学に設置される専攻科、別科又は大学院は除く)に入学する者に対して、入学のために必要な資金を支給し、社会に貢献する人材を育成することを目的に支給します。	
支給額:4年生・6年生大学、4年生専修学校専門課程 10万円	
支給額:3年生の短期大学及び専修学校専門課程 7万5千円	
支給額:短期大学、専修大学専門課程及び高等専門学校(第4学年) 5万円	
<b>修学旅行費補助金</b>	(教育課)
修学旅行に係る経費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図ります。	
補助率:かかった経費の 1/2	
上限:小学校 12,000 円、中学校:32,000 円	
<b>学校給食費補助金</b>	(教育課)
学校給食費に係る経費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図ります。	
補助額:小学校低学年 3,900 円×1/2×11ヶ月	
高学年 4,000 円×1/2×11ヶ月	
中学校 4,500 円×1/2×11ヶ月	
※ 一人当たりの金額	

## ◎ 健康ほけん課

### 子ども医療費助成

●子どもの医療費助成の対象年齢を、満15歳年度末(中学3年生)まで拡大。

対象	所得の範囲	窓口自己負担	助成方式
満15歳年度末まで	児童手当の所得制限内	医療費自己負担分を助成	自己負担額は償還払いによる助成